第一一類				
一一・〇一	一一〇一・〇〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
一一・〇二		小麦粉及びメスリン粉	ＣＣ	
一一・〇三		穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	ＣＣ	
一一・〇四		ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	ＣＣ	
一一・〇五		その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一一〇一・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ＣＣ	
一一・〇六		ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
		乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		
	一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	ＣＣ	
	一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
	一一〇六・三〇	第八類の物品のもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
一一・〇七		麦芽（いってあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一一・〇八		でん粉及びイヌリン	ＣＣ	
一一・〇九	一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
第一二類		採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	ＣＣ	
第一三類		ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	ＣＣ	
第一四類		植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ＣＣ	
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）				
第一五類		動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五・〇一	一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	ＣＣ	
一五・〇二	一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	ＣＣ	
一五・〇三	一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	ＣＣ	

一五・〇四		魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・〇五	一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	ＣＣ	
一五・〇六	一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・〇七		大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
	一五〇七・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	
一五・〇八		落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・〇九		オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	一五〇九・一〇	バージン油	ＣＣ	
	一五〇九・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	
一五・一〇		オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・一一		パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	一五一一・一〇	粗油	ＣＣ	
	一五一一・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ	
一五・一二		ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・一三		やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
		やし（コプラ）油及びその分別物		
	一五一三・一一	粗油	ＣＣ	
	一五一三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ	
		パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		
	一五一三・二一	粗油	ＣＣ	
	一五一三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ	
一五・一四		菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	